

府中町立府中府中北小学校 いじめ防止委員会 設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、「いじめ防止対策推進法」の第22条に基づき、校内からいじめを根絶し、児童一人一人が思いやりのある言動をとることができ、自分らしく心を輝かせることができる学校にするため、府中町立府中北小学校いじめ防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) いじめの未然防止の体制整備及び取組に関すること。
- (2) いじめの状況把握及び分析に関すること。
- (3) いじめを受けた児童に対する相談及び支援に関すること。
- (4) いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援に関すること。
- (5) いじめを行った児童に対する指導に関すること。
- (6) いじめを行った児童の保護者に対する指導に関すること。
- (7) 専門的な知識を有する者等との連携に関すること。
- (8) 前各号に掲げる事項のほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は校長を、副委員長は教頭をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 生徒指導主事
- (2) 教務主任
- (3) 養護教諭
- (4) 保健主事
- (5) その他、委員長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員長は、会務を主宰する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、原則年4回開催する。ただし、委員長が必要と認めるとき、委員会を開催することができる。

2 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

3 委員は、事故等により出席できないときは代理の者を出席させることができる。

(意見等の聴取)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、関係職員及び関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(議決)

第7条 委員会において、議決を要する議事については、副委員長及び委員の出席者数の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによるものとする。

(秘密の遵守)

第8条 委員長、副委員長及び委員は、委員会の会議等で知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、生徒指導主事が処理する。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年9月17日から施行する。